

小笠原村高齢者在宅サービスセンター運営規程 (居宅介護支援事業)

平成28年 3月18日制定

令和 3年10月20日改定

(事業の目的)

第1条 小笠原村より委託を受け、社会福祉法人明老会が管理・運営する小笠原村高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護支援専門員が、要介護状態の利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、要介護状態等の心身の状況やその環境に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、村、保健所、診療所、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 5 介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例」（平成30年3月9日条例第7号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ①小笠原村高齢者在宅サービスセンター
②小笠原村母島高齢者在宅サービスセンター
- 2 所在地 ①東京都小笠原村父島字奥村小笠原村地域福祉センター内
②東京都小笠原村母島字元地

(通常の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、小笠原村父島、母島とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 介護支援専門員 1名 (介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 3名 (①うち1名は居宅介護支援管理者兼務、うち1名は訪問介護及び居宅介護管理者兼務 ②うち1名は介護員兼務)

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

ただし、介護支援専門員一人当たり、担当利用者の上限は35人とする。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く

2 営業時間 午前8時00分から午後5時15分

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドラインを用いる。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
 - (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
 - (5) 地域ケア会議における関係者間の情報共有
地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した居宅介護支援提供証明書を利用者に対し交付するものとする。
 - 3 居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

第8条 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

（相談・苦情対応）

第9条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等

に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

（個人情報保護の保護）

第10条 事業所は、利用者又は家族の情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待に掲げる指針の整備。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（業務継続計画の作成等）

第12条 事業所は、感染症または非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- （1）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- （2）事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第13条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年2回の内部研修
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間は保存しなければならない。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人明老会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(改正)

第14条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人明老会理事会の議決を得るものとする。

附 則

この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日に遡及し、適用する。